

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書面)

当社は、2023 年 2 月 14 日付（吸収合併原始契約書）、2023 年 3 月 14 日付（吸収合併変更契約書）で株式会社シーズライフとの間で 締結した合併契約書に基づき、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社シーズライフを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

2023 年 5 月 31 日

チムニー株式会社

目次

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項
4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、 重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
6. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、 重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2023年2月14日付（吸収合併原始契約書）、2023年3月14日付（吸収合併変更契約書）で吸収合併契約を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込があると判断いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

吸収合併契約書

チムニー株式会社（以下「甲」という。）、株式会社シーズライフ（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（合併をする当事者の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

甲：商号 チムニー株式会社

住所 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

（2）吸収合併消滅会社

乙：商号 株式会社シーズライフ

住所 東京都墨田区両国三丁目22番6号

第3条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年4月1日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、効力発生日を変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているので、本合併に際して、乙の株主に対して、乙の発行済株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第5条（合併の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同法第795条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けるものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、同法第783条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。

第6条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって業務の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときその他本合併の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条第1項但書に定める甲の株主総会が必要となった場合の甲の株主総会決議による承認が得られなかったとき又は本合併の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写し1通を保管する。

令和5年2月14日

甲：東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

チムニー株式会社

代表取締役 茨田篤司 印

乙：東京都墨田区両国三丁目22番6号

株式会社シーズライフ

代表取締役 江口友幸 印

変更契約書

チムニー株式会社（以下「甲」という。）、株式会社シーズライフ（以下「乙」という。）は、甲乙間の令和 5 年 2 月 14 日付吸収合併契約（以下「原契約」という。）の変更について、以下の通り変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。なお、本変更契約に用いられる用語は、本変更契約中に別途定義される場合を除き、原契約における意味と同一の意味を有する。

第 1 条 （原契約の変更）

1. 原契約第 3 条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

【変更前】

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、効力発生日を変更することができる。

【変更後】

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和 5 年 7 月 1 日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、効力発生日を変更することができる。

2. 原契約第 5 条第 1 項を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

【変更前】

甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、同法第 795 条第 1 項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けるものとする。

【変更後】（下線部は変更箇所を示す。）

甲は、令和 5 年 6 月下旬に株主総会を開催し、本契約の承認及び必要な事項の決議を行う。但し、本合併手続きの進行に応じて必要があるときには、甲乙協議の上、この日程を変更することができる。

3. 原契約第9条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

【変更前】

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条第1項但書に定める甲の株主総会が必要となった場合の甲の株主総会決議による承認が得られなかったとき又は本合併の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

【変更後】

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条第1項に定める甲の株主総会決議による承認が得られなかったとき又は本合併の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第2条 （原契約のその他の条項の存続）

本変更契約第1条にて変更された条項を除き、原契約の各条項は本変更契約締結後も効力を有する。

本変更契約の成立を証するため本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写し1通を保管する。

令和5年3月14日

甲：東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

チムニー株式会社

代表取締役 茨田篤司 印

乙：東京都墨田区両国三丁目22番6号

株式会社シーズライフ

代表取締役 江口友幸 印

別紙 2

株式会社シーズライフ計算書類

株式会社シーズライフ
事業報告

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなか、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による休業や時間短縮営業等で売上高は前年を更に下回る結果となりました。そのような中で営業面におきましては、各店舗で感染拡大防止対策を徹底し、お客様と従業員の安全・安心を第一とした営業に努めてまいりました。11月にはチムニー社の居酒屋業態からの転換で船堀店を新規オープンさせ、またチムニー社とのマスターフランチャイズ契約に基づくチムニーグループの焼肉業態部門の拡大にも引き続き取り組んでまいりました。

商品面におきましては、8月に関東圏の酒類取引業者を変更、11月には主力の牛星カルビを中心に価格改定を実施して仕入価格高騰へ対応する一方、国産牛カルビ等新メニューを続々と追加して、お客様の満足度を高めるメニュー提案を行ってまいりました。

インフラ面におきましては、全店でwifi環境の導入など通信環境整備に着手しております。

店舗数につきましては、上記船堀店の出店により、当事業年度末時点における店舗数は11店舗となりました

以上の結果、売上高は410,170千円、営業損失75,373千円、経常利益218,824千円、当期純利益88,757千円となりました。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第9期 2019年11月期	第10期 2020年3月期	第11期 2021年3月期	第12期 2022年3月期
売上高(千円)	292,631	298,753	665,309	410,170
経常利益(千円)	△19,704	11,826	△22,345	218,824
当期純利益(千円)	△16,510	1,990	△44,002	88,757
総資産(千円)	214,400	192,494	200,927	299,447
純資産(千円)	26,873	28,864	△15,137	73,619

(注) 第9期につきましては決算期の変更により、2019年8月1日から2019年11月30日までの4ヶ月間、10期につきましても2019年12月1日から2020年3月31日までの4ヶ月間となっております。

(3) 資金調達等

①資金調達

当事業年度においては、新たな借入はなく、金融機関へ17,340千円の返済を行い、借入金の当事業年度末借入金残高は、131,735千円となっております。また、

リース会社に対するリース債務残高は、1,914千円となっております。

②設備投資

当事業年度においては、新たな設備投資はありません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は、チムニー株式会社であり、同社は当社の株式180株（出資比率100%）を保有しています。

②子会社の状況

該当ありません。

(5) 事業内容

焼肉店の直営による店舗展開

(6) 営業所及び使用人の状況

①営業所

本社	東京都墨田区両国三丁目22番6号
焼肉牛星 十条店	東京都北区
焼肉牛星 蕨店	埼玉県蕨市
焼肉牛星 西大島店	東京都江東区
焼肉牛星 三河島店	東京都荒川区
焼肉牛星 亀戸店	東京都江東区
焼肉牛星 白山店	東京都文京区
焼肉牛星 戸越銀座店	東京都品川区
焼肉牛星 草加店	埼玉県草加市
焼肉牛星 高松空港通り店	香川県高松市
焼肉牛星 木場店	東京都江東区
焼肉牛星 船堀店	東京都江戸川区

②使用人の状況

社員 41人（チムニーからの出向者4名含む）

パートタイマー 10人（アルバイト含み、一人当たり173時間／月換算により算出）

(7) 借入先

商工中金、埼玉りそな銀行

2. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 1800株

(2) 発行済株式の総数 180株

(3) 株主数 1名

(4) 株主名及び持株数

チムニー株式会社 180株（100%）

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等 2022年3月31日現在

代表取締役 江口 友幸

取締役 和泉 學

取締役 水上 貴史

取締役 細見 真智子

取締役 宮崎 裕一

監査役 永井 政次

I. 貸借対照表

(2022 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	267,074,597	流 動 負 債	100,200,909
現 金 及 び 預 金	192,112,073	買 掛 金	23,434,572
売 掛 金	15,329,680	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	17,340,000
商 品	6,861,585	リ ー ス 債 務	814,125
前 払 費 用	165,280	未 払 金	4,847,077
未 収 入 金	52,755,979	未 払 費 用	10,128,888
貸 倒 引 当 金	△150,000	未 払 法 人 税 等	30,912,400
		預 り 金	857,179
固 定 資 産	32,372,460	前 受 収 益	4,666,668
有 形 固 定 資 産	22,415,891	賞 与 引 当 金	7,200,000
建 物	19,541,649	固 定 負 債	125,626,263
構 築 物	476,883	長 期 借 入 金	114,395,000
工 具、器 具 及 び 備 品	1,639,342	リ ー ス 債 務	1,100,808
リ ー ス 資 産	758,017	資 産 除 去 債 務	9,474,928
		繰 延 税 金 負 債	655,527
		負 債 合 計	225,827,172
		純 資 産 の 部	
投資その他の資産	9,956,569	株 主 資 本	73,619,885
出 資 金	10,000	資 本 金	9,000,000
長 期 前 払 費 用	6,688	利 益 剰 余 金	64,619,885
差 入 保 証 金	9,939,881	そ の 他 利 益 剰 余 金	64,619,885
		繰 越 利 益 剰 余 金	64,619,885
		純 資 産 合 計	73,619,885
資 産 合 計	299,447,057	負 債 ・ 純 資 産 合 計	299,447,057

Ⅱ. 損 益 計 算 書

自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		410,170,746
売 上 原 価		173,347,139
売 上 総 利 益		236,823,607
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		312,197,526
営 業 損 失		75,373,919
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,316	
雇 用 調 整 助 成 金	79,757,803	
新 型 感 染 症 拡 大 防 止 協 力 金	212,378,000	
そ の 他	2,475,418	294,612,537
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	400,349	
雑 損 失	13,995	414,344
経 常 利 益		218,824,274
特 別 損 失		
減 損 損 失	18,991,841	
新 型 感 染 症 対 応 に よ る 損 失	73,979,208	92,971,049
税 引 前 当 期 純 利 益		125,853,225
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,912,601	
法 人 税 等 調 整 額	6,182,819	37,095,420
当 期 純 利 益		88,757,805

Ⅲ. 株主資本等変動計算書

自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日

(単位：円)

	株主資本				株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金				
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	9,000,000	△24,137,920	△24,137,920		△15,137,920	△15,137,920
当期変動額						
当期純利益		88,757,805	88,757,805		88,757,805	88,757,805
当期変動額合計		88,757,805	88,757,805		88,757,805	88,757,805
当期末残高	9,000,000	64,619,885	64,619,885		73,619,885	73,619,885

IV. 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 最終仕入原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、建物及び一部の建物附属設備については定額法

主な耐用年数

建 物 10年～20年

工具、器具及び備品 5年～12年

② 無形固定資産

定額法

のれんについては、5年の定額法により償却を行っております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

長期前払費用 定額法

主な償却期間 3年～5年

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、飲食業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。

当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による損益への影響はありません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 58,037 千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,325 千円

短期金銭債務 3,118 千円

長期金銭債権 22 千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物	東京都江東区 牛星 木場店他 合計 5 店舗
	工具、器具及び備品	
	リース資産	
	その他	

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングをしております。
牛星 木場店他合計 5 店舗につきましては店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、
帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値（割引率5.6%）と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しております。
減損損失の内訳は建物 16,408千円、工具、器具及び備品 1,322千円、リース資産 505千円であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕 入 高	21,894 千円
その他営業収益	5,163 千円
その他営業費用	25,625 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
譲渡制限株式	180	-	-	180

監 査 報 告 書

株式会社シーズライフ

代表取締役 江口 友幸 殿

第12期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監査の方法として、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当社の取締役等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めるとともに、本社にて実地調査を行いました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であります。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

以 上

2022年5月17日

株式会社シーズライフ

監査役 永井 政次

